平成２９年３月

【クーリングオフってなに？】

【相談】

昨日、訪問販売で健康食品購入の契約をしたが、やっぱりやめたい。どうしたらいいか。

【アドバイス】

訪問販売での契約は、クーリングオフ制度を使って、解除することができます。

　クーリングオフ制度とは、特定商取引法やその他の法律に定められた消費者を守る特別な制度です。消費者が無条件で、一方的に契約を解除できます。

　★クーリングオフができる取引と期間

　別表の通り、取引内容によって期間が異なります。

　・通信販売にはクーリングオフ制度はありません。

　・期間は契約書面を受け取った日から計算します。

　★クーリングオフの手続き方法

　・必ず書面で契約相手に通知しましょう。はがきでできます。

　・上記期間内に通知します。

　・クレジット契約の場合は、販売会社と信販会社に同時に通知します。

　・はがきは、「特定記録郵便」または「簡易書留」で送付します。

　・はがきは、両面コピーをとっておき、送付記録と一緒に保管しておきましょう。

　上記取引でもその内容によってはクーリングオフできない場合もあります。クーリングオフができる取引かどうか、不明な場合はお近くの消費生活センター等にご相談ください。

　…………………………

　消費者ホットライン＝電話１８８（いやや！）　お近くの消費生活センターにつながります。